

2026年3月10日

自由民主党
栄養士議員連盟加盟議員の先生方へ

日本栄養士連盟
会長 井上 幸子

公益社団法人 日本栄養士会
代表理事会長 中村 丁次

2027年度（令和9年度）栄養関連予算等に関する主な要望

栄養士議員連盟加盟の国会議員の先生方には、平素は、国民の健康づくり、栄養改善のために御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

我々管理栄養士・栄養士は、全ての人々が健康で幸福な生活を送るために、全ライフステージにおいて行政機関はもとより、医療機関や福祉施設、学校、保育所、企業など、様々な領域で栄養改善活動を展開しております。一方で、社会環境の急激な変化や人びとのニーズの高度化により管理栄養士・栄養士に求められる役割は拡大し、その業務内容も専門性・実践力・連携力を要するものへと変化しており、さらに管理栄養士・栄養士が行う栄養関連事業の充実強化を図ることが必要となっています。

誰一人取り残さない持続可能な社会の実現を目指して、様々な領域の栄養・食生活に関する課題を解決していくことは益々重要であることから、そのための各種制度等の見直し、栄養政策への十分な予算確保等、次の重点要望事項について、強力な御支援をお願いします。

重点要望事項

- 1 日本の栄養政策の司令塔機能の確立に向けた栄養指導室の組織強化（省令室化）
- 2 こども政策の推進の観点からも、地域間格差のない栄養教諭の配置促進
- 3 管理栄養士・栄養士の専門性と責任に見合った処遇改善
- 4 介護・障害福祉分野における嚥下調整食の評価の確保
- 5 健康的で持続可能な食環境づくりの実装・定着に向けた予算措置
- 6 管理栄養士・栄養士の専門性向上を支える卒後研修の充実と制度的位置付け（栄養士法改正）

内 容

1 日本の栄養政策の司令塔機能の確立に向けた栄養指導室の組織強化（省令室化）

人生 100 年時代を迎え、健康寿命の更なる延伸、栄養格差への対応、こどもから高齢者、傷病者、被災者に至るまで、全ての人を対象とした切れ目のない栄養政策の推進が求められています。加えて、健康日本 21（第三次）の推進、産学官等が連携した健康的で持続可能な食環境づくりの全国展開、診療・介護・障害福祉サービス等報酬における栄養評価の高度化、さらには国際的な栄養政策への貢献など、我が国の栄養政策は新たな段階に入っています。

こうした中、我が国の栄養政策を横断的・戦略的に推進するためには、以下の機能を安定的かつ継続的に担うための明確な権限と責任を有する司令塔機能として栄養指導室の組織体制を強化することが不可欠です。

（1）国と地方自治体を通じた全国的な体制強化

健康日本 21（第三次）や食環境づくり等の栄養施策を全国で着実に実装するため、都道府県・市町村の取組を支援・統括し、各自治体の栄養施策の実施体制、人材配置、取組状況等の適正化をリードする中核組織としての機能を強化すること。

（2）政府全体における栄養政策の横断的推進

医療、介護、障害福祉、成育医療、防災等にまたがる栄養施策について、関係部局・関係省庁との連携を主導し、政府全体として一貫性のある栄養政策を推進する体制を構築すること。

（3）国際的な発信力を強化するための体制

日本の栄養政策を国際的に発信し、国際会議や各国との協力においてリーダーシップを発揮できる体制として、国際対応を担う司令塔機能を強化すること。

（4）管理栄養士・栄養士の養成・人材育成を支える中核組織の確立

管理栄養士・栄養士の養成、卒後研修及びキャリア形成を体系的に推進し、社会の多様なニーズに対応できる専門職を安定的に育成・確保する体制を整備すること。

このようなことから、我が国の栄養政策を横断的かつ戦略的に推進する司令塔機能を確立する必要性について、これまで累次にわたり要望してきたところです。栄養指導室を省令に基づく組織として位置付けることについて、早期に実現されるよう、強く要望します。

2 こども政策の推進の観点からも、地域間格差のない栄養教諭の配置促進

こども基本法に基づくこども大綱においては、全てのこどもが心身ともに健やかに成長できる環境整備が求められており、医療的ケアを必要とするこどもを含め、学校生活におけるきめ細かな支援の重要性が示されています。

また、文部科学省においては、食物アレルギーへの丁寧な対応を行うとともに、食に関する正しい理解や適切な判断力、望ましい食生活習慣の形成のほか、地産地消や食品ロス削減等の現代的課題に対応した食育の推進に向け、学校において責任をもって食育を推進する体制の充実が必要とされています。

栄養教諭は、学校給食の管理及び食に関する指導を一体的に担う専門職として、学校給食の提供や栄養指導を通じ、児童生徒の健康の保持増進を支える重要な役割を担っています。

さらに、プレコンセプションケア推進5か年計画においては、性別を問わず適切な時期に健康づくりに関する正しい知識を持ち、将来の健康やライフデザインや将来の健康を考えて健康管理が行えるよう、若年層に対する栄養・食生活に関する正しい知識の普及等の重要性が強調されています。また、食育推進基本計画においても、大人の食育を含めた生涯を通じた健康づくりの視点が重視されています。児童・生徒は、将来の妊娠・出産や生活習慣病予防につながる食習慣・健康行動の基礎を形成する重要な時期であり、大人へと移行する前に、正しい栄養知識と実践力を身に付けることが、生涯にわたる健やかな人生の基盤となります。

学校は全てのこどもが日常的に生活する場である一方、栄養教諭の配置状況には地域間で大きな格差が存在しています。こどもは自ら居住地域や学校を選ぶことができない以上、地域によって受けられる栄養・食生活支援に差が生じることは看過できず、全てのこどもが等しく支援を受けられる体制の整備が求められています。

このようなことから、こども政策の推進の観点からも、学校における食育の充実を図るため、栄養教諭を専門人材として適切に位置付け、地域間格差の是正を含めた計画的な配置促進を図っていただきますようお願いいたします。

3 管理栄養士・栄養士の専門性と責任に見合った処遇改善

管理栄養士・栄養士は、医療、介護、福祉、保育、学校、地域、企業等、社会のあらゆる場において、国民一人ひとりの健康の保持増進と生活の質の向上を支える専門職です。疾病の発症予防や重症化の防止に向けた栄養・食生活支援の重要性が高まる中で、こどもから高齢者までの切れ目のない健康支援が求められており、管理栄養士・栄養士が担う役割は拡大・高度化しています。その専門性と責任に見合った処遇の確保は、専門職として安定的に役割を果たしていくための重要な課題となっています。

しかし、厚生労働省が実施する賃金構造基本統計調査において、管理栄養士・栄養士の賃金水準は、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等の保健・医療専門職や、保育士、介護支援専門員等の社会福祉専門職と比較して低い水準にあることが示されています。この結果は、管理栄養士・栄養士全体として担っている業務の内容や責任の重さに比して、処遇面で十分な評価がなされていない可能性を示唆するものです。

とりわけ、保育所等においては、管理栄養士・栄養士が、利用者やこどもの健康状態、成長発達、生活背景に応じた栄養管理・食支援を担い、食物アレルギーや医療的配慮を要するケースへの対応、保護者支援や食育の推進など、専門性と責任の高い業務を日常的に担い、重要な役割を果たしています。しかしながら、この分野は保育所運営費の根幹を支える仕組みである公定価格に基づき運営されており、管理栄養士・栄養士の賃金水準は、公定価格の設定に大きく左右される構造となっています。このため、専門性や役割の重要性が処遇に十分に反映されていないという状況が見られます。

このようなことから、管理栄養士・栄養士は医療、介護、福祉、保育、学校、地域、企業等の各分野で重要な役割を担っており、専門性と責任が社会全体において適切に評価されることが必要です。各分野において、その評価が処遇の改善として着実に反映されるよう、必要な財政的措置を講じていただきますようお願いいたします。

4 介護・障害福祉分野における嚥下調整食の評価の確保

高齢者や障害のある方が、安全に食事を摂り、住み慣れた生活の場でその人らしい生活を継続していくためには、摂食・嚥下機能に配慮した適切な栄養管理が不可欠です。摂食・嚥下機能の低下は、低栄養や誤嚥性肺炎のリスクを高めるだけでなく、食事の楽しみや生活の質にも大きな影響を及ぼすことから、嚥下調整食の提供は、介護・障害福祉サービスにおける重要な支援の一つとなっています。

2026年度の診療報酬改定においては、摂食・嚥下機能に配慮した食事提供の重要性が評価され、特別食加算の算定対象として、適切な嚥下調整食の提供が追加されることとなりました。

これは、適切な栄養管理が、低栄養や誤嚥等のリスク低減につながり、医療の質及び患者の生活の質の向上に資することが、制度上明確に位置付けられたものといえます。

一方、介護・障害福祉分野においても、摂食・嚥下機能が低下した利用者や、医療的配慮を要する利用者が多数存在しており、嚥下調整食の提供には、利用者一人ひとりの状態に応じた高度な専門性と、多職種との連携、調理現場における手間と工夫が求められています。医療から介護・障害福祉へと生活の場が移行しても、栄養管理の質が低下することなく、切れ目なく提供されることが重要となります。

このようなことから、嚥下調整食の取組が、2027年度の介護報酬及び障害福祉サービス等報酬改定においても適切に評価されるよう、お願いいたします。

5 健康的で持続可能な食環境づくりの実装・定着に向けた予算措置

厚生労働省は、我が国の重要な栄養課題である「食塩の過剰摂取」、「若年女性のやせ」「経済格差に伴う栄養格差」等に産学官等が連携して取り組む枠組みとして、2022年3月に「健康的で持続可能な食環境戦略イニシアチブ」を立ち上げ、関係主体の参画を促進してきました。また、「健康日本21（第三次）」においては、全ての都道府県が本イニシアチブと連携することを目標として掲げ、全国的な取組の推進が位置付けられています。

こうした枠組みが整備される中、今後は、モデル的な取組や個別事業の段階を超え、地域の実情に応じた取組を全国で着実に実装し、継続的に定着させていく段階に入っています。

さらに、今後高齢化の進展に伴い、摂食・嚥下機能が低下している者の割合の増加や低栄養リスクの高まりが見込まれる中、医療・介護施設にとどまらず、地域社会や飲食産業等を含めた幅広い場において、摂食・嚥下機能が低下している人であっても「安全かつおいしく食べられる」食環境の整備が求められています。地域全体で嚥下調整食を適切に提供できる体制を構築することは、健康的で持続可能な食環境づくりの重要な要素であり、医療・介護・栄養・調理の各専門職が連携した取組が不可欠となります。

日本栄養士会としては、管理栄養士・栄養士が、対象者の摂食・嚥下機能や栄養状態、嗜好、生活背景等を総合的に評価し、調理師、介護職、医療職等と連携して嚥下調整食を提案実践できる専門職としての役割を發揮できるよう、国・都道府県、企業・消費者をつなぐ橋渡し役として、人材育成や技術支援に引き続き取り組んでまいります。

このようなことから、健康日本 21（第三次）に基づく産学官等が連携した健康的で持続可能な食環境づくりについて、次の段階として全国における実装と定着を確実に進めていくため、継続的かつ十分な予算措置が講じられるようお願いいたします。

6 管理栄養士・栄養士の専門性向上を支える卒後研修の充実と制度的位置付け（栄養士法改正）

管理栄養士・栄養士は、医療法に基づく医療機能情報提供制度において医療職種として位置付けられているほか、2026年度の診療報酬改定においても、栄養管理の重要性が評価される方向とされるなど、医療分野における専門職としての役割は一層高度化しています。

また、介護分野においても、要介護高齢者の重度化・多様化に伴い、低栄養や摂食・嚥下機能の低下等に対応する等、利用者の状態を総合的に評価する高度な専門性が必要とされています。こうした「人をみる」専門職としての役割が拡大・高度化している中、継続的に専門性を高める卒後研修の充実が不可欠となっています。

さらに、健康日本 21（第三次）に基づく栄養政策の推進や、防災基本計画における避難所での栄養・食支援への位置付けなど、管理栄養士・栄養士は、平時のみならず災害時を含め地域社会における専門職としての役割を担うことが明確となっています。

このように、管理栄養士・栄養士に対する社会的期待が高まる一方で、専門職としての質を制度的に担保する仕組みは十分とは言えません。今後、分野や地域を問わず一定水準の栄養・食支援を安定的に提供していくためには、卒後研修を通じた管理栄養士・栄養士の継続的な資質向上を図っていく必要があります。

このようなことから、管理栄養士・栄養士について、免許取得後も生涯にわたり専門性の向上を図る卒後研修を充実させ、その実施を担保する人材育成体制を確立するため、「免許を受けた後も研修等により資質の向上に努める」旨を栄養士法に明確に規定していただきますようお願いいたします。